

つくば市通所介護等事業所の新規指定に関する取扱い

(目的)

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所及び第1号通所介護事業所（以下「通所介護等事業所」という。）が市内に偏在しているため、各日常生活圏域におけるサービス提供量の均衡及び事業所間のサービス提供の均衡を図るとともに、サービスの質を一定に確保することを目的とする。

(対象となる事業所の種類)

つくば市内に新規設立を予定する通所介護等事業所とする。

(新規指定における条件)

介護保険法に基づく指定基準を満たし、次の各号いずれかに該当する通所介護等事業所を新規指定するものとする。なお、定員が45名以上※1の通所介護事業所についてはその周辺の状況も含めて判断する。

※1 定員45名以上の設定根拠については別表1のとおり

(1) 次のいずれにも該当すること。

① 日常生活圏域ごとに、事業所定員数の合計÷高齢者福祉計画で定める通所介護等事業所のサービス見込量の値が3.0(人/日)※2を超えないこと。

※2 日常生活圏域ごとの現状の数値は別表2のとおり。

② パチンコやカードゲーム、麻雀等を行うことに特化したいわゆるカジノ型デイサービスを提供しないこと。

(2) 他の通所介護等事業所と比べて特色のある事業を行い、利用者に有益だと認められること。

(3) その他市長が適当であると認められること。

この基準は、平成31年4月1日から実施する。